

8月は、差別をなくす運動月間です!

宇佐市
隣保館だより

第324号

発行

宇佐市隣保館

宇佐市大字上田一〇四三番地の一
TEL 0978(33)1707

ご意見ご感想をお聞かせ下さい。



特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由に結婚に反対されたり、就職で不当な扱いを受けたり、インターネット上に心ない誹謗中傷が書き込まれるなどの差別を受け、今も苦しんでいる人がいます。

差別を解消するためには、私たち一人ひとりが自らの課題として差別のない社会の実現に取り組む必要があります。みんなが部落差別の問題を正しく理解し、正しい行動につなげましょう。

県民講座の開催

【日時】平成30年8月8日(水)午後1時30分～

【場所】大分市コンパルホール 文化ホール

・講演会 午後1時35分～午後3時05分 **入場無料**

「いのち・語り・つながる同和教育」

講師 部落解放同盟鳥取県連合会西部地区協議会 女性部部长 坂田かおりさん
部落解放同盟鳥取県連合会 女性部副部长

・映画上映 午後3時15分～

「ありのまま生きる」(2017年制)
同和問題がテーマ



大分県人権啓発
イメージキャラクター
こころちゃん

お問い合わせ先：大分県生活環境部人権・同和対策課 TEL 097-506-3177 FAX 097-506-1751



「部落差別解消推進法」って何？



2016(平成28)年12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施行されました。部落差別(同和問題)とは、その地域に住んでいたり、出身者というだけで不当に差別されてしまう深刻な人権問題のことをいいます。宇佐市ではこれまで、市民のみなさんと部落差別(同和問題)の解消に努めてきましたが、この法律の施行は、今なお部落問題は存在するとい



法律が施行され、当隣保館でも隣保館だよりに法律全文を掲載したり、人権講演会や人権連続講座で研修を重ねて参りました。しかし、先日開催された隣保館運営審議会での話し合いで、市民の方々への周知がまだまだ来ていないのではという意見が出ました。そこで、来月号から、少しずつ『「部落差別解消法」って何?』と題して、掲載していこうと思っています。皆様のご意見ご感想をお聞かせください。



今月のお奨め図書



著書名「ネット上の部落差別と今後の課題」
～「部落差別解消推進法」をふまえて～



編集・発行
(一社)部落解放・人権研究所
インターネットの普及により情報があつという間に広がっていきます。その中で部落差別に関する偏向した情報が広がるなど、深刻化が問題となっています。

特設人権相談所の開設日 8月14日(火)

	開催時間	開催場所
宇佐地区	13:30～16:00	宇佐市隣保館
安心院地区	9:00～12:00	総合保健福祉センター
院内地区	13:30～16:00	院内支所農林研修室

※人権擁護委員が、皆さんの悩みごとをお聞きします。お気軽にお越しください。



8月の休日開館

第2日曜日 8月12日 10:00～12:00

第4日曜日 8月26日 10:00～12:00

隣保館休日サロン

- ・ハローワークの求人票等の閲覧
- ・悩み事の相談等々

フラダンス教室

親子でフラダンス 10:00～
一般 11:00～



ヒューライツ・シネマ

上映映画 「この空の下で」

(アニメ)

上映時間 第1回 10:00～

上映時間 第2回 11:00

上映場所 隣保館・集会室(2階)
※入場無料